

南相馬市商店街空き店舗対策事業補助金 事前チェック表

1. 共通事項

概要		
項目	内容	チェック欄
1	事業目的	
2	空き店舗の定義	
必要書類		
項目	内容	チェック欄
3	出店同意書	
4	空き店舗確認書	
5	建物賃貸借契約書	
6	税の完納証明書等	
7	3か年事業継続計画書	
8	その他	
補助金の審査		
項目	内容	チェック欄
9	補助金の審査	
補助金の交付条件		
項目	内容	チェック欄
10	市内移転による空き店舗の使用禁止	
11	昼の営業の義務化	
12	経営専門員の指導	
13	書類の提出	
補助金の返還等		
項目	内容	チェック欄
14	補助の中止・返還	

15	補助金の予算	補助金は予算の範囲内で交付するため、年度途中で予算がなくなれば、補助を受けられない場合があります。	
16	補助申請から補助金交付までの流れ	補助金の申請は年度毎です。 補助金が支払われるのは、事業完了後に実績報告書を提出していただき、額が確定した後になります。 ※年度途中で事業が完了した場合はその時点です。 ※賃借料補助で年度をまたぐ場合は、年度末で一旦お支払いします。	

2. 改装費補助

	項目	内容	チェック欄
1	申請できる方	別紙のとおり	
2	申請時期	改装工事に着手する前及び営業開始する前 に申請する必要があります。 賃貸借契約期間前(賃借料発生前)の工事は対象となりません。	
3	会計年度	年度をまたがる工事は対象となりません。 必ず年度内に工事完了する必要があります。	
4	改装工事(見積書)	改装工事は自己で行う場合、又は、申請者が代表を務める法人の場合は支給できません。 ※金額の適正化を図るため、理由がある場合の除き、複数社の見積書の徴取をお願いします。	
5	補助対象経費及び補助率	別紙のとおり ※内装外装・一部設備工事が対象であり、 厨房設備、給湯設備、備品は対象外です。	

3. 賃借料補助

	項目	内容	チェック欄
1	申請できる方	別紙のとおり	
2	申請期間	店舗開店の日から起算して90日以内です。 また、年度ごとの申請。	
3	補助対象経費及び補助率	別紙のとおり ※改装費補助と対象が異なりますのでご注意ください。 ※事務所は対象外です。	

4. その他

	その他	申請前に上記以外に確認事項がありますので、必ず事前相談をお願いします。	
--	-----	-------------------------------------	--

平成 年 月 日 上記について確認しました。

氏名:
